

海外療養費の請求に必要なもの

①「療養費支給申請書」(被保険者本人によるもの)

申請書は、暦月ごとに、受診者別、医療機関別及び入院・入院外別にそれぞれ作成して下さい。

(負担割合の変更や高額療養費の算定に関係しますので厳守してください。)

②「診療内容明細書及び領収明細書」(一般又は歯科の別あり)

受診した医療機関における担当医に記入してもらってください。

③ ②の「診療内容明細書及び領収明細書」の翻訳文

④ 医療機関、薬局、検査専門機関等の領収書(必ず原物)

いずれも担当医の処方箋や指示によるものに限られます。

⑤ 傷病が外傷の場合は必ず負傷原因報告書を添付してください。

⑥ 海外にいたことが証明できる以下の書類

ア 海外旅行など一時的な滞在時に治療を受けた場合

パスポートの写し

イ 業務上海外に滞在している際に治療を受けた場合

事業主の赴任命令証明書(赴任期間中の診療について1回目のみ)

⑦「調査に関わる同意書・署名・押印欄」

支給申請書ごと、患者ごとに作成していただきますようお願いいたします。

海外の医療機関への照会を行う可能性があるため和文・英文の両方で記入をお願いします。

③以外に、薬局名・検査機関名・薬剤名・検査の種類等についても、できるだけ詳しく翻訳をしてください。

その他、請求内容により被保険者宛照会をすることがありますので、その旨ご了承ください。

神戸機械金属健康保険組合